

自己資本の構成に関する開示事項(平成28年6月末単体自己資本比率)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (平成28年 6月末)	経過措置に よる不算入額	前四半期末 (平成28年 3月末)	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	342,476		332,104	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	124,852		118,975	
1c	うち、自己株式の額(△)	1,030		1,026	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	563,741	8,620	563,828	8,678
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	906,217		895,932	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,117	3,411	5,141	3,427
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,117	3,411	5,141	3,427
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	18	12	-	-
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	8,681	5,787	8,723	5,815
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	13,818		13,865	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	892,399		882,067	

その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	-		-		
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
42	Tier2資本不足額	-		-		
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-		
その他Tier1資本						
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1資本						
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	892,399		882,067		
Tier2資本に係る基礎項目						
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,150		27,199		
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	65,524		65,637		
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	65,524		65,637		
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-		
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	5,572		5,618		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	5,572		5,618		
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	98,246		98,454		
Tier2資本に係る調整項目						
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-		-		
Tier2資本						
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	98,246		98,454		
総自己資本						
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	990,645		980,522		

リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	9,199		9,243	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	3,411		3,427	
	うち、前払年金費用の額	5,787		5,815	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ア)	7,422,172		7,307,481	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ア))	12.02%		12.07%	
62	Tier1比率 ((ト)/(ア))	12.02%		12.07%	
63	総自己資本比率 ((ル)/(ア))	13.34%		13.41%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	6,364		5,187	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		-	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	52,877		54,974	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	65,524		65,637	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	89,335		87,902	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	27,480		27,480	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	18,000		18,000	